

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成29年6月13日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成29年1月20日（金）午後0時31分頃、周南市岐山通1丁目の周南市役所臨時駐車場内において、植栽していた樹木の幹が強風によって折れ、駐車中の相手方車両（被保険者所有）に当たり、当該車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 周南市本町1-3 大同生命ビル10F

氏名 東京海上日動火災保険株式会社 徳山損害サービス課

課長 岩部 高志

(3) 損害賠償の額

¥386,720-

2 専決処分の年月日

平成29年6月1日

(参 考)

事 故 状 況 図

周南市役所本庁舎

